

ノルウェー王国における森林資源構造と分権化下の林業補助金制度の変遷

○重松彰(九大院生資環)・佐藤宣子(九大院農)

1. 背景

持続的な森林資源管理を実現する上で、どの行政レベルで林業支援・規制を展開することがより効率的・効果的に資源管理できるのかは世界的な関心事となっている(1)。近年、我が国の林業政策でも改正森林法にみられるように、県・市町村への権限委譲が強調されている。一方、日本に先行して地方分権化をすすめたノルウェーでは分権化改革の見直しが図られている(2)。本発表では、日本の林業と社会的・自然的に類似性を有する(3)ノルウェーでの資源構造と補助金制度の変遷を報告し、日本の分権化政策への示唆を提示する。具体的には、1) ノルウェー王国における森林資源の構造の地域差を明らかにし、2) 1990年代以降のノルウェーにおける林業補助金制度の変遷を提示する。一次資料として2011年6月に実施した行政機関(農業省・南トロンデラーグ県・セルブコミューン等)へのインタビュー結果、二次資料として各種行政資料(森林モニタリング調査統計・素材生産統計・補助金統計等)を用いた。現地通貨(NOK)と円のレートは1NOK=15円で換算した。

2. ノルウェー王国における森林資源構造

平地・大規模所有の存在により木材生産条件の良好な「東部」と多雨・急傾斜地・小規模所有者の優占により木材生産の条件不利である「中西部」で対照的な資源分布がみられる。年間生長量に占める素材生産量の割合は全国平均40.4%に対して、東部平均48.1%(20.6-89.5%)、中西部平均は21.9%(0.2-38.9%)と資源利用についても東西で大きな差異が存在する。中西部では森林蓄積の利用促進が気候変動対策からも急務の課題であり、林道開設や団地化による施業推進に対する「支援」と伐採届出・再造林の履行監視による「規制」の両輪で展開されている。また、条件不利地域対策として架線集材に対する補助金(環境直接支払い)が存在するが、補助金の設定は県によって異なる。南トロンデラーグ県の場合、急傾斜地の架線集材は樹種により異なり(スプルス2,250円m³、マツ2,200円m³)、さらに遠隔地(集材距離2km以上)の木材搬出には450円m³が供給される。さらに、中西部の沿岸地域の林業振興として、県・市町村・森林組合等のステークホルダーで構成される広域協働プログラムLENSAが展開されており、年1.5億円の財政支援が展開されている。一方、伐採が盛んな東部ではバイオマスのエネルギー利用促進に対する補助金が年1.3億円提供されている。

3. 分権化下の林業補助金制度の変遷

ノルウェーの林業財政支援として、所有者からの積立で構成される「森林信託基金」と「公的補助金」が存在し、2010年の供給規模はそれぞれ143億円と33億円である。1994年以降、地方分権化の流れで公的補助金は県から市町村に権限が移譲された。しかし、2007年以降、架線集材および林道開設に対する補助金は市町村から県へ権限を戻す政策転換がみられた。この要因は①人材的な制約、②市町村よりも広域を掌握する県が年度内の余剰資金の分配に優れていること(効率性)、③林業規制に関して県の市町村への権限強化があげられる。この改革により林業補助金のうち県に供給される割合は全国平均で48.8%(中西部35.9-86.4%、東部13.9-50.9%)に上昇し、県の位置づけが強化された。ノルウェーと我が国では森林資源の差異、行政機関の位置づけが異なるという制約はある。しかし、本事例をとおして、我が国で進行する地方分権のなかで、自治体の実施能力(林務職員の有無・財政状況)や補助金の内容によって林業支援・規制政策における実施主体を検討する必要性が示唆された。

4. 引用文献

- (1)Phelps J et al. (2010) Does REDD+ threaten to recentralize forest governance? Science 320, 312-313.
- (2)馬場義久「財政」岡沢憲芙・奥島孝康編著『ノルウェーの経済』早稲田大学出版会,2004年,204頁.
- (3)佐藤宣子「ノルウェー」(社)日本林業経営調査会・白石則彦編著『世界の林業—欧米諸国の私有林経営—』日本林業調査会,2010年,181-221頁.
(連絡先: 重松彰 Aki.Shigematsu@gmail.com)